

書類記入の手引き

必ずご覧ください

「化学肥料低減計画書」の取組メニューの記入方法（補足）

（様式第1-3号）

<取組メニューの記入方法>（再掲）

- 1 「前年度までの取組」には、今まで実施してきた取組メニューに「○」を付してください。
- 2 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューの2つ以上に「○」を付してください。そのうち1つ以上は、新しい取組か、従来の取組の強化・拡大（「◎」で記入）を含むようにしてください。

（1）特別栽培等に取り組んでいる方

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
★「有機JAS認証」または「福井県特別栽培農産物認証※」の取得	○	○
...		

「有機JAS認証」または「福井県特別栽培農産物認証」をすでに取得して、今後も取得する予定である場合は、★の欄に、○を付ける。

※ 令和5年度以降、認証取得の証拠書類の提出を求められる場合があります。

（2）前年度までの取組がない方

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
...		
イ 生育診断による施肥設計		○
...		
シ 局所施肥（側条施肥、……等）の利用		○
...		

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄には、2つ以上○を付ける。

（3）前年度までに1つ取組を行っており、新しく1つ取組を行う方

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
...		
イ 生育診断による施肥設計		○
...		
シ 局所施肥（側条施肥、……等）の利用	○	○
...		

「前年度までの取組」欄には、1つ○を付ける。

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄には、新しい取組1つと、引き続き行う取組に○を付ける。

（4）前年度までに2つ取組を行っており、そのうち1つの取組を拡大・強化する方

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
...		
イ 生育診断による施肥設計	○	◎
...		
シ 局所施肥（側条施肥、……等）の利用	○	○
...		

「前年度までの取組」欄には、2つ○を付ける。

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄には、拡大・強化する取組1つに◎を付け、引き続き行う取組に○を付ける。

<参考> 想定される各品目ごとの取組メニュー

①位の作物で作付面積合計の半分以上となる場合は①位の作物において、また①の作物のみでは半分に満たない場合は①位と②位の両方の作物において、下記の説明を参考にして取組メニューを選択します。

特に、「令和4年度又は令和5年度取組」において、従来の取組の強化・拡大する場合は、注意点を参考にして「◎」を付けてください。

取組メニュー	取組例	注意点
--------	-----	-----

水稲（まず、シ）

シ	局所施肥の利用	側条施肥田植機での施肥	○のみ
---	---------	-------------	-----

（以下から、一つ。シを選ばない場合は二つ）

ア	土壌診断による施肥設計	土壌分析・診断	◎の場合、調査点数を増加
イ	生育診断による施肥設計	葉色板による葉色診断と施肥量判断	◎の場合、調査点数を増加
エ	堆肥の利用	牛ふん堆肥等の施用	◎の場合、利用面積を拡大
キ	有機質肥料の利用	エコ肥料等の利用	◎の場合、利用面積拡大か、有機割合の高い肥料へ切替
ク	緑肥作物の利用	レンゲ、クローバー、エン麦等	◎の場合、利用面積を拡大
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用	コシヒカリの作付	◎の場合、ハナエチゼン、あきさかりから、コシヒカリへ一部切替

大麦・小麦（以下から、二つ）

ア	土壌診断による施肥設計	土壌分析・診断	◎の場合、調査点数を増加
イ	生育診断による施肥設計	莖数調査か、葉色板による葉色診断	◎の場合、調査点数を増加
シ	局所施肥の利用	播種同時施肥等による側条施肥	○のみ

大豆

ア	土壌診断による施肥設計	土壌分析・診断	◎の場合、調査点数を増加
エ	堆肥の利用	牛ふん堆肥等の施用	◎の場合、利用面積を拡大

そば

ア	土壌診断による施肥設計	土壌分析・診断	◎の場合、調査点数を増加
キ	有機質肥料の利用	鶏ふん等の利用	◎の場合、利用面積を拡大

野菜・花き（以下から、二つ）

ア	土壌診断による施肥設計	pH、EC等の測定	◎の場合、調査点数を増加
エ	堆肥の利用	牛ふん堆肥、バーク堆肥の施用	
キ	有機質肥料の利用	有機質肥料（オール有機など）、鶏ふん等の施用	
シ	局所施肥の利用	全面全層施肥から畝内局所施肥へ	
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し	肥効調節型肥料の施用	

果樹（以下から、二つ）

ア	土壌診断による施肥設計	pH、EC等の測定	◎の場合、調査点数を増加
キ	有機質肥料の利用	有機質肥料、鶏ふん等の施用	
エ	堆肥の利用	牛ふん堆肥等の施用	

養液栽培（以下から、二つ）

ア	土壌診断による施肥設計	養液（廃液）のpH、EC、肥料成分量の測定	◎の場合、調査点数を増加
イ	生育診断による施肥設計	生育状況にあわせた施肥量の変更	◎の場合、調査点数を増加
コ	低成分肥料の利用	単肥配合の利用	◎の場合、使用割合を増加

一次申請から変更なし

化学肥料低減計画書

<作付概要

・印字内容に変更がない場合はここにチェック

ださい。

のとします。)

作物名	作付面積(a)
① 水稲	500
② 大豆	100
③ その他	100
合計	700

〒 999-9999

住所 福井市大手〇丁目●番地

氏名 福井 ~~太郎~~ 次郎

(法人・組織名)

電話番号 000-0000-0000

(日中連絡が取れる番号)

一次申請の内容が印字されています。
当初申請内容から変更したい場合(世代交代した、取組メニューを変更したい等)は、赤字で上書き修正してください。

3 特別栽培等★に該当する方は、その欄に「〇」を付けてあれば、他の取組がなくても構いません。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
★「有機 JAS 認証」または「福井県特別栽培農産物認証※」の取得 (※ 池田町の認証制度を含む)		
ア 土壌診断による施肥設計		〇
イ 生育診断による施肥設計		〇
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用	〇	〇
ス		
セ		
ソ		

変更した場合はチェックを入れ、自署してください

私は、添付したレシートまたは領収書等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) **福井 次郎**

(注) 当年の肥料費は、令和4年6月から令和5年5月末までの期間に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を、別添2に添付してください。なお、肥料名、数量、購入額が記載されているものに限りです。

口座情報確認書

記入例

1 支援金の希望振込先をご確認ください

一次申請時にご指定頂いた振込先情報を印字しておりますのでご確認ください。
振込先を変更されたい場合は、2の希望振込先変更依頼にご記入をお願いします。

金融機関名		支店名	預金種別	口座番号						
〇〇銀行		△△支店	普通 当座	9	9	9	9	9	9	9
口座名義										
フリガナ	フクイ タロウ									
漢字	福井 太郎									

2 希望振込先変更依頼

下記欄に記入の上、通帳の表紙の次の見開きページのコピーを添付してください。
(取組実施者によっては、振込先の記載および通帳コピーが不要な場合があります。)

金融機関名		支店名	預金種別	口座番号						
〇〇銀行		△△支店	普通 当座	8	8	8	8	8	8	8
口座名義										
フリガナ	フクイ ジロウ									
漢字	福井 次郎									

記入例 追加購入肥料書類の貼付台紙

追加で購入された肥料のレシートをこの台紙に貼付してください。

台紙が不足する場合、本台紙を複数枚貼付してください。その場合、右上に枚数を記載願います。(1枚の場合は、枚数記載不要)

氏名(自署) ※追加購入がある場合のみ記入

福井 次郎

本台紙が複数になる場合は、何枚中の何枚目か記入してください。

署名してください

肥料名	単価(税込)	購入数量	購入額(税込)	注文日	納品日
そさい●号	500	10	5,000	10/1	10/1
化成肥料 14-14-14	1,200	5	6,000	10/1	10/1

税込金額

11,000 円

レシート(コピー)・請求書等(コピー) 貼付欄

貼り付けるレシート等の例 (必ずコピーしたものを貼ってください)

原本を貼付された場合、確定申告等で必要になっても、原本をお返しできません。

〇〇商店

2022年10月1日

レシート(領収書)

そさい●号
500円 × 10 = 5,000円

化成肥料 14-14-14
1,200円 × 5 = 6,000円

植物活力剤 HA-102
3,000円 × 1 = 3,000円

〇〇のケネ

【参考】

本事業の対象となる肥料は、肥料法に基づき、「生産業者保証票」等がついて販売される普通肥料、特殊肥料(堆肥等)になります。

なお、申請にあたって、「保証票」の有無を農業者が確認する必要はありません。

(例)

生産業者保証票	
登録番号	生第〇〇〇号
肥料の種類	〇〇肥料
肥料の名称	〇〇肥料〇号
保証成分量(%)	窒素全量 0.0 内硝酸性窒素 0.0
原料の種類	〇〇〇〇
正味重量	〇〇kg
生産した年月	令和〇年〇月
生産業者の氏名又は名称及び住所	〇〇株式会社 〇県〇市〇〇-〇
生産した事業場の名称及び所在地	〇〇株式会社本社工場 〇県〇市〇〇-〇

- ・肥料でない資材は、今回の支援金の対象になりません。
- ・バツ印や、字消し線を引くなど、肥料と明確に区別できるようにしてください。

取組実施者 記入欄

手	業者が作成した明細表等

この欄は記入不要です。

業者が作成した明細表等

肥料価格高騰対策事業

作業受託の請求とともに肥料費を請求する場合の考え方について その1

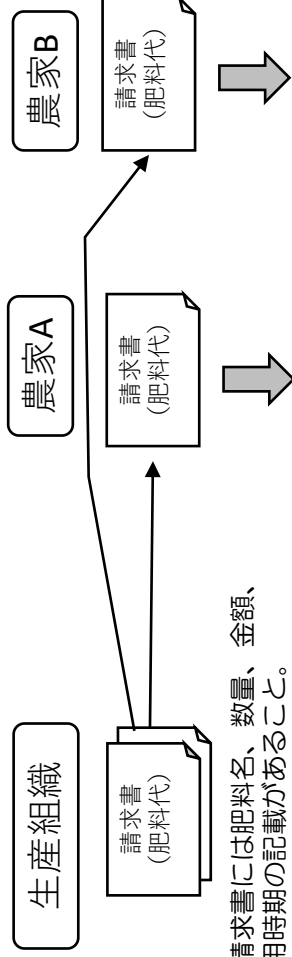
- (例) R5年の田植作業の後、委託農家へ肥料費を請求する場合（事前請求も同様）
R4年の大豆播種作業、麦播種作業の後、委託農家へ肥料費を請求する場合（事前請求も同様）

A. 作業受託組織である生産組織※が作業受託をする場合

※生産物の売上が最終的に構成員個人（作業委託者）に帰属する、作業受託組合や任意の生産組合（みなし法人としての課税を受けない組合）

対応①（原則）

【組織構成員（委託者）個人がそれぞれ申請する】



- 請求書には肥料名、数量、金額、使用時期の記載があること。
- （数量は、〇.〇袋や、〇kgも可能）

取組実施者（JA等）を通じて肥料事業に申請

【注意事項】

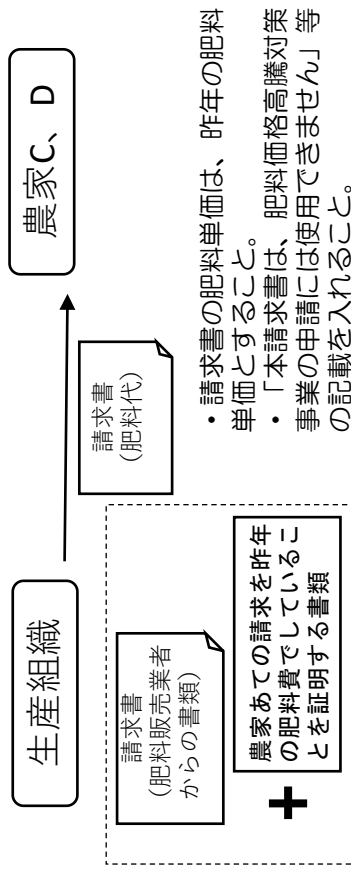
令和5年春の水稻田植受託作業にかかる肥料代の請求書については、組織構成員（委託者）に対して、追加申請の時期に間に合うよう、請求書作成・送付すること。

対応②（例外）

【生産組織として個人分もまとめて申請する】

販売農家でないため、本来であれば申請できないが、
国Q&A 問2-17のとおり、「作業請負料金に肥料費の上昇分を
計上しないこと ※」を証明することにより、申請可能

※「肥料費の上昇分を計上してない」とは、昨年の肥料額（肥料単価）で請求していること（農政局回答）。これを証明する資料の提出を求めることとなります。



- 請求書の肥料単価は、昨年の肥料単価とすること。
- 「本請求書は、肥料価格高騰対策事業の申請には使用できません」等の記載を入れること。

取組実施者（JA等）を
通じて肥料事業に申請

B. いわゆる「担い手農家（個人・法人）」が作業受託をする場合

対応①（原則）

泉版Q&A 質問5-4、5-7参照

【担い手農家、委託農家がそれぞれ申請する】

担い手農家

自らの経営で使う肥料分

購入した肥料のうち、自らの農業経営で使用する肥料の種類と使用量、購入単価、使用時期を一覧表にした書類（様式任意）

「上記肥料を自らの農業経営にのみ使用したこと（および使用すること）を証明します。〇〇農園 代表 〇〇」等の記載をすること

【一覧表の添付資料】
請求書
(肥料販売業者からの書類。購入量と単価確認のため)

+

取組実施者（JA等）を通じて肥料事業に申請

農家B

農家A

作業受託の際に、委託農家に請求する肥料代分

請求書
(肥料代)

請求書
(肥料代)

・請求書には肥料名、数量、金額、使用時期の記載があること。
(数量は、〇.〇袋や、〇kgも可能)

取組実施者（JA等）を通じて肥料事業に申請

【注意事項】
令和5年春の水稻田植受託作業にかかる肥料代の請求書については、追組織構成員（委託者）に対して、追加申請の時期に間に合うよう、請求書作成・送付すること。

対応②（例外）

【担い手農家が、委託農家分もまとめて申請する】

国Q&A 問2-17の「作業請負料金に肥料費の上昇分を計上しないこと※」を証明することにより、担い手農家であっても申請可能とする（福井県の対応）。

※「肥料費の上昇分を計上してない」とは、昨年の肥料額（肥料単価）で請求していること。これを証明する資料の提出を求めることとなります。

担い手農家

農家C、D

請求書
(肥料代)

請求書
(肥料販売業者からの書類)

農家あての請求を昨年の肥料費でしていただくことを証明する書類

+

・請求書の肥料単価は、昨年の肥料単価とすること。
・「本請求書は、肥料価格高騰対策事業の申請には使用できません」等の記載を入れること。

【注意事項】

委託農家あての肥料代請求において、今年度の肥料費で請求することは、転売する肥料に対して支援金を受給することになり、支援金の不正受給となります。（支援金の返還対象）
また、購入した肥料単価から支援額のみを控除する場合も、不適切な事例と考えられます。

取組実施者（JA等）を通じて肥料事業に申請

【福井県協議会参考様式】

※仕入れ販売や作業受託に伴う肥料代請求など、自経営以外に用いる肥料がある場合は、本様式を参考に、事業対象肥料の使用一覧を作成してください

肥料価格高騰対策事業にかかる 使用肥料の一覧表 (例)

肥料の名称	肥料購入日 (年月日)	使用時期		商品規格 (kg/袋)	使用(予定)量 (袋、kg等)	購入単価 (円/袋、税込)	肥料購入額 (税込)	備考 (利用する作物)
		(実績)	(計画)					
(例)水稲追肥 220	R4.6.15	R4.7.15~20		15kg/袋	30袋	2,500	75,000	水稲追肥として
合計							75,000	

〔添付資料〕 肥料販売業者から購入したことを証明する書類

※上記一覧の購入単価が実際に購入した肥料の単価と一致していること、使用(計画)量が購入量の内数であることを確認に用いる

上記肥料を自らの農業経営にのみ使用した、もしくは使用することを証明します。

令和5年 月 日

●● 農園

代表 ●●●● (代表者名は必ず自署あるいは押印すること)

※本様式は福井県農業再生協議会のHPからダウンロードできます。